令和8年度版

（令和７年度分）

豊明市の環境概況

豊　　明　　市

＜　目　次　＞

第　１　章	豊明市のあらまし	１ページ
第　２　章	環境行政の概要	３ページ
第　３　章	公害苦情	８ページ
第　４　章	大気汚染	９ページ
第　５　章	水質汚濁	１２ページ
第　６　章	騒音・振動	１７ページ
第　７　章	悪臭	２０ページ
第　８　章	地盤沈下	２２ページ
第　９　章	廃棄物	２３ページ
第１０章	環境衛生関係	２５ページ
第１１章	新エネルギー対策	２８ページ
第１２章	環境関連年表	３２ページ

第１章　豊明市のあらまし

１　沿革

豊明市は、愛知県の中央部よりやや西部に位置し、東は境川を隔てて刈谷市、西は名古屋市、南は大府市、北は東郷町に接している。また、市南側を名古屋鉄道本線、国道１号、２３号が横断しており、伊勢湾岸自動車道の開通も併せて交通至便の地でもある。

また近年、名古屋市に隣接するベッドタウンとして急速に発展した「新しい街」であると共に、戦国時代には、織田信長が天下統一の糸口として今川義元の大軍を破った桶狭間の戦いがあったとされる、桶狭間古戦場を有する「歴史の街」でもある。

産業の面では、中部の都心である名古屋市と、世界の自動車産業の中心都市である豊田市の間に位置し、関連企業も多く商工業の近代都市に変貌をしてきている。

一方、自然環境の面でも、大変恵まれた環境を有しており、現存する緑や水辺には多様な生物が生息をしている。

豊明市は町村制施行により明治２２年１０月１日に東阿野村、栄村を知多郡から愛知郡に編入、同時に栄村、東阿野村、沓掛新田と大澤村とも合併して豊明村が組織され、明治３９年５月１０日に沓掛村と旧豊明村が合併して現在の市域を形成した。その後、昭和４７年８月１日に人口３７，０３８人の「豊明市」が発足し、現在に至っている。

２　位置・地勢・気象

地形は、北東部から南西部にかけて延びる標高５０ｍから７０ｍの丘陵地帯と、境川に沿った中・低位の段丘群（台地地形、標高５ｍから１５ｍ）、中小河川に沿って形成された沖積低地の三つの部分から成り立っている。

北西部に存在する丘陵の頂点は７２ｍの二村山で、北西の丘陵地帯は南西方向に延びる隆起帯にあたっていて、「猿投・知多上昇帯」と呼ばれる。

東経	北緯	東西最長	南北最長	平均標高	総面積
136° 58′ ~137° 03′	35° 01′ ~35° 06′	6.53km	7.65km	15m	23.22ｋ㎡

（令和７年度分）

最高標高	最低標高	最暖月平均気温 （令和７年８月）	最寒月平均気温 （令和８年１月）
72m	1.5m	30.7℃	4.3℃

３　人口

世帯数及び人口の推移（各年３月３１日現在・外国人含む）

年	人口	世帯数	世帯当たり人口	備考
令和　３　年	68,839	30,502	2.26	
令和　４　年	68,337	30,478	2.24	
令和　５　年	68,203	30,794	2.21	
令和　６　年	67,922	31,023	2.19	
令和　７　年	67,768	31,457	2.15	

（資料：市民課）

４　土地利用の現況

市街化区域面積　（令和７年３月３１日告示）

区分	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	計
面積（ha）	87	383	124	41	32	1.6	60	729
比率（%）	12.0	52.5	17.0	5.7	4.4	0.2	8.2	100
全体比率（%）	3.7	16.5	5.3	1.8	1.4	0.1	2.6	31.4

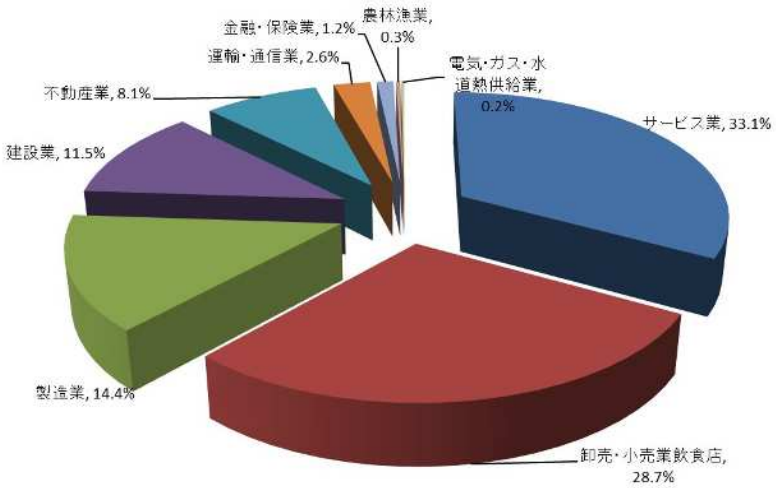
（資料：都市計画課）

地目別利用面積（ha）

年	行政面積	宅地		農用地		森林	その他
		住宅地	その他	田	畑		
令和５年	2,322	517	208	316	145	108	1,028

（土地に関する統計年報）

５　産業の現況（事業所総数２，１４５件の構成比　　令和３年現在）



（とよあけの統計２０２５年度版）

第２章　環境行政の概要

１　令和７年度のあゆみ

４月２２日	尾張東部環境保全連絡協議会事務連絡会総会
５月９日	犬のしつけ方教室（屋内）
５月１３日	豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会第３６回総会
５月１５日	尾張地区環境行政地域連絡協議会（WEB 会議）
５月１６日	犬のしつけ方教室（屋外）
６月２日	尾張地域環境保全連絡会議
６月１３日	水質調査（市内２０か所）
７月７日	第１回環境審議会
７月１０日	名古屋市隣接市町村不法投棄連絡会議（第３２回）
８月２５日	尾張東部環境保全連絡協議会　実務研究会・事務連絡会議
１０月９日	豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会第１回常任幹事会（WEB 会議）
１０月２９日～３０日	自動車騒音測定（国道１号、２３号、県道瀬戸大府東海線）
１１月１２日	尾張東部環境保全連絡協議会幹事会（書面開催）
１月１８日	環境フェスタ×安全安心フェス
１月２０日	第２回環境審議会
１月２３日	水質調査（市内２０か所）
１月２７日	豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会第２回常任幹事会（WEB 会議）
２月１９日	尾張東部・尾張西部環境保全連絡協議会合同会議

2　職員状況（経済建設部環境課）

（令和７年４月１日現在）

係名 / 職名	環境保全係	ごみ減量推進係（清掃事務所含む）	合計
部長	1		1
部次長	－		－
課長	1		1
課長補佐	－		－
担当係長	1	1	2
事務員（再任用含む）	3	3	6
清掃手等（再任用含む）	－	5	5
合計			15
※環境監視員:2 名			

3　環境審議会

（1）環境審議会委員

（令和８年１月２０日現在）

職　名	氏　　名	所　属　団　体　等	備　　考
会長	井内　尚樹	学校法人名城大学　教授	学識経験者
副会長	島田　隆道	こども環境アドバイザー	学識経験者
委員	池野　昭子	豊明エコキッズ	各種団体
委員	柴田　初美	豊明市区長連合会	各種団体
委員	波多野　善郎	生活協同組合コープあいちとよあけ店	各種団体
委員	吉田　和人	ＮＰＯ法人　環境研究所豊明	各種団体
委員	松本　昇	豊明市商工会	各種団体
委員	加藤　法子	とよあけ生活学校	各種団体
委員	光岡　道則	一般社団法人　豊明青年会議所	各種団体
委員	大津　竜二	東邦ガスネットワーク㈱	事業者代表
委員	伊藤　正樹	ホシザキ㈱	事業者代表
委員	吉倉　健司	UD リテール㈱	事業者代表
委員	下里　正義	あいち尾東農業協同組合豊明支店	事業者代表
委員	笠原　尚志	㈱中西	事業者代表
委員	杉浦　啓之	エナジーK㈱	事業者代表
委員	堤　一宏	中部電力パワーグリッド㈱	事業者代表
委員	小野　陽子	愛知県尾張県民事務所環境保全課	関係行政機関
委員	阿部　美由紀	一般公募	一般公募

任期　令和８年５月３１日まで（２年間）

（２）審議会

●第１回　令和７年７月７日（月）午前１０時～

内容　・第２次豊明市環境基本計画における令和６年度の実績について

・太陽光発電事業（令和６年度）発電量について

・豊明市災害廃棄物処理計画改定（案）について

●第２回　令和８年１月２０日（火）午後２時～

内容　・豊明市災害廃棄物処理計画改定について

・第２次豊明市環境基本計画の中間見直しの方針について

４　公害防止に関する施策

（１）公害防止協定

本市ではかつて大規模な工場の進出が少なく、協定の締結に至る企業はなかったが、平成１０年１１月の中部土木㈱の移転を機に、地域住民の生活環境に配慮することを目的として協定が初めて締結された。

その後は、公害防止について万全を期すため、順次協定を締結している。

締結企業	所在地	業種
中部土木㈱	栄町神田	アスファルトプラント等
㈱ナカシマ	新左山工業団地内	専用機（金属工作機械）製造
東陽工業㈱	新左山工業団地内	航空機部品製造
㈱中西	新左山工業団地内	プラスチック成型材料の製造
日高工業㈱	新左山工業団地内	自動車部品製造
㈱松尾製作所	新左山工業団地内	精密バネ製造
㈱マツミヤケミカル	新左山工業団地内	パウダーコーティング
㈱小菅製作所	新左山工業団地内	精密バネ製造
㈱古屋工業所	新左山工業団地内	自動車部品製造
原幸雄（個人事業者）	新左山工業団地内	自動車部品製造
㈱フクオカ	新左山工業団地内	自動車部品製造
㈱石川マテリアル	沓掛町切山	廃棄物再生事業
エフワイ成型㈱	沓掛町岩金	ガス機器等製造業
チヨダ工業㈱豊明工場	沓掛町岩金	プレス金型設計・製造
㈱東郷製作所	沓掛町豊山	バネ・電子部品製造

（２）地域環境保全委員

地域における環境保全活動の推進を図るため、愛知県環境基本条例（平成７年施行）に基づき、２名の地域環境保全委員を県が委嘱している。公害発生状況の調査・報告、苦情相談の受付報告、地域の環境美化活動等の環境保全に関する啓発を業務としている。

担当（国道１号を境界として）	氏名（敬称略）	任用
北部地域	土井富士子	令和７年４月１日～令和１０年３月３１日
南部地域	松村　富一	令和７年４月１日～令和１０年３月３１日

５　豊明市廃棄物５条例

廃棄物の不適正処理問題が各地で問題化する中で、早期の対応を実行し、未然防止にも役立てるため、現行法と県指導要綱を補完する５つの条例を制定し、平成１１年６月１日に施行した。

共通の項目としては、市による立入検査などの権限、指導・勧告・命令の権限、命令違反に対しては２０万円以下の罰金を課する罰則の規定をしている。

（１）屋外燃焼行為の規制に関する条例

野焼きの禁止をするとともに、焼却設備（簡易型焼却炉）において燃やすことのできない物質を規制対象物質として規定している。

（２）廃棄物焼却施設の設置及び運用の規制に関する条例

県知事許可対象施設の設置にあたり市長の同意を必要としている。

また、区域外への排水等の水質検査及び焼却灰等の溶出検査を指示、結果の報告をさせることを規定している。

（３）廃棄物最終処分場の運用の規制に関する条例

区域外への放流水及び浸出水等の水質検査を指示、結果の報告をさせることを規定している。

（４）廃棄物不法投棄の防止に関する条例

不法に埋め立てられた廃棄物の確認ができるよう、土地所有者の同意を得て市が掘り起こす権限を規定している。

また、撤去の命令をするとともに、投棄者に撤去能力がないときは、土地所有者に指導を行う。

（５）産業廃棄物屋外保管の規制に関する条例

５００㎡以上の保管面積の場合、設置にあたり市長の同意を必要としている。

６　豊明市環境監視員制度

廃棄物５条例の施行に伴い、迅速で実効性のある対応のため、平成１１年より環境監視員を設置（平成２０年度より２人体制・土日祝日出勤）し、市内全域のパトロール活動を行うことによって、苦情発生後の対応型から未然防止型への転換を図り、市民のよりよい生活環境の保全を目指している。

また、不法投棄等の違法行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関等との連絡調整を行っている。

環境監視員活動状況

区分	野焼き	野焼き以外の大気汚染	水質汚染	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	活動日数
令和　3　年度	41	0	2	0	45	0	0	3	237	359
令和　4　年度	21	1	5	0	68	0	0	9	234	359
令和　5　年度	24	0	1	0	41	0	0	5	212	349
令和　6　年度	20	0	2	0	47	0	0	5	254	354
令和　7　年度	15	1	1	0	30	1	0	3	254	358

第３章　公害苦情

１　概況

公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であり、その適切な対応は公害を防除し、良好な生活環境を確保する上からも重要である。このため市では県瀬戸保健所豊明保健分室をはじめとする関係機関と協力体制を組み、発生源への立入調査や行政指導など迅速かつ適正な処理に務め、その解決を図っている。

公害苦情を件数でみると、令和７年度は水質汚濁１件、騒音５件、その他５件の合計１１件である。

雑草苦情といった土地管理等のいわゆる近隣苦情はここには含まれていないが、毎年かなりの数の申立てがなされている。

２　苦情の発生状況

（１）公害苦情受付件数

区分	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌	その他 （不法投棄等）
令和　３　年度	21	5	1	1		8		6
令和　４　年度	16	1	2	7				6
令和　５　年度	15	3	2	6		2		2
令和　６　年度	15	1	3	3		2		6
令和　７　年度	11		1	5				5

（２）用途地域別公害苦情受付件数　（令和７年度）

区　　分	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌	その他 （不法投棄等）
総　数	11		1	5				5
第一種低層								
第一種中高層	1							1
第一種住居地域	1		1					
第二種住居地域	1			1				
近隣商業地域								
商業地域								
準工業地域	2			2				
未指定地域	6			2				4

第４章　大気汚染

１　概況

大気汚染については、豊明中学校に県管理の測定局が設置されており、窒素酸化物（ＮＯｘ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）、光化学オキシダント（Ｏｘ）が常時測定されている。

平成１５年１２月に伊勢湾岸自動車道の大気環境測定局（阿野地区）、平成１６年３月には大脇地区の測定局が日本道路公団（現在：中日本高速道路㈱）より市に移管され、常時観測を行っている。（阿野局は１０年間の協定を終え、測定値も安定して基準値以下であることから、令和３年度をもって閉鎖となった。）

２　大気汚染防止のための規制

大気汚染を防止するため、昭和４３年６月に大気汚染防止法が公布された。その後、大気汚染の広域化、多様化に対応して法改正が適宜行われ、工場、事業場の固定発生源から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等のばい煙や粉じん、あるいは自動車から排出される一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等について各種の規制が行われるようになった。

平成９年１月にはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンの３項目が有害大気汚染物質の指定物質となり、同年２月に環境基準と排出規制基準が告示された。さらに、１２月にはダイオキシン類が指定物質に追加され、排出抑制基準が設定された。

県では、昭和４６年４月に公害防止条例を公布し、規制対象施設の種類及び規模の拡大並びに有害物質の規制を行い、昭和４９年４月の条例改正により硫黄酸化物総排出量規制及び炭化水素系物質の規制を実施してきたが、平成１５年１０月１日に「県民の生活環境の保全等に関する条例」に全面改正され、ばい煙発生施設等に関する規制が強化された。

なお、大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、粉じん発生施設の事業所届出先は、愛知県である。

３　一般環境大気測定局による大気汚染調査

○愛知県自動測定局が、昭和６０年１月に沓掛町から移設された。

測定局	所在地	測定項目	環境基準（１時間値の１日平均値）
豊明中学校	西川町横井４番地１５	窒素酸化物（NO, NO_2）	0.04ppm～0.06ppm 内 又はそれ以下（NO_2 のみ）
		浮遊粒子状物質（SPM）	0.10mg/㎥以下であり、かつ、 １時間値が 0.20 mg/㎥以下
		光化学オキシダント（Ox）	0.06ppm 以下
		風向・風速	―・―

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
窒素酸化物 ppm	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008
二酸化窒素 ppm	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
一酸化窒素 ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質 mg/m³	0.015	0.015	0.015	0.013	0.014
光化学オキシダント ppm	0.035	0.034	0.034	0.034	0.036

（愛知県大気汚染常時監視結果、豊明局年間統計値 年平均）

○伊勢湾岸自動車道の大気環境測定局（阿野局・大脇局）が日本道路公団より移管された。

・阿野局　　平成１６年１月５日設置、令和３年度閉鎖

測定局	所在地	測定項目
阿野地区	阿野町奥屋６９	一酸化炭素（CO） 浮遊粒子状物質（SPM）

※阿野局は１０年間の協定を終え、測定値も安定して基準値以下であることから、令和３年度をもって閉鎖となった。

・大脇局　　平成１６年４月１日設置

測定局	所在地	測定項目
大脇地区	栄町新左山１－３３１	一酸化炭素（CO） 窒素酸化物（NO, NO_2, NOx） 浮遊粒子状物質（SPM） 風向・風速

観測データは、環境課ホームページにて公開をしている。

４　光化学スモッグ予報

令和７年度は、愛知県内で光化学スモッグ予報の発令が４日（尾張東区域３日）、うち注意報の発令が１日（尾張東区域１日）で、光化学スモッグによると思われる被害はなかった。

光化学スモッグ予報等の発令基準一覧表

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて注意報以上の状態が発生することが予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグ予報等の発令区域一覧表

発令区域	市町村名
1 名古屋区域	名古屋市
2 尾張北西区域	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
3 尾張北東区域	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
4 尾張東区域	**豊明市**、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
5 海部区域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
6 衣浦区域	半田市、刈谷市、阿久比町、東浦町、武豊町
7 常滑区域	常滑市
8 知多北区域	東海市、大府市、知多市
9 南知多区域	南知多町、美浜町
10 岡崎区域	岡崎市（都市計画区域内に限る）
11 西三河区域	碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
12 豊田区域	豊田市（都市計画区域内に限る）
13 豊橋区域	豊橋市
14 東三河区域	豊川市、蒲郡市、新城市（都市計画区域内に限る）
15 田原区域	田原市

令和７年度　光化学スモッグ緊急時発令状況

発令月日	発令の種類	発令区域
R7.5.21（水）	予　　報	名古屋、尾張北東、**尾張東**
R7.6.18（水）	予　　報	**尾張東**、岡崎、豊田
R7.6.30（月）	予　　報	尾張北東
	予報→注意報	名古屋
R7.7.1（火）	予　　報	名古屋、海部、衣浦、知多北、岡崎、西三河、豊田
R7.7.30（水）	予　　報	名古屋

愛知県下の光化学スモッグ緊急時発令状況及び被害状況等の経年変化

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
注意報発令日数	0	0	2	1	1
予報発令日数	0	0	4	3	4
被害届出人数	0	0	0	0	0

※予報から注意報に切り替えた場合は注意報発令日数のみに計上。

第５章　水質汚濁

１　概況

水質汚濁とは、工業、農業などの事業活動や家庭生活などの人の活動に伴う排水によって、河川、湖沼、海域等の公共用水域が汚染されることをいう。これによって水道用水、工業用水、農業用水等の水利用に支障をきたし、悪臭が発生するなど生活環境に悪影響が及ぼされる。また生息生物にとっては、その生息環境が危ぶまれる状態も発生するおそれがある。

このため、公共用水域の利水に応じた水質を確保することを目的に、環境基本法に基づき環境基準が定められている。

市内には境川をはじめとする大小河川と５０余箇所のため池がある。現在、そのうち８河川と８池（９か所）、３排水路を年２回定期的に水質検査している。なお、若王子池については、水質を監視するために、上岸（若王子町内会側）と下岸（堤防）の２箇所より採水調査を継続して実施している。

２　水質汚濁の現況

豊明市内の河川のうち、境川のみ環境基準値が設定されている。境川の環境基準は、境川上流水域（新境橋（刈谷市今川町の国道１号）より上流）及び境川下流水域（新境橋より下流）ともにＢ類型である。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

	Ｂ　類　型
水素イオン濃度（pH）	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	3mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	25mg/L 以下
溶存酸素量（DO）	5mg/L 以上
大腸菌数　　（※）	1,000CFU/100mL 以下

※令和４年４月１日より、大腸菌群数は生活環境の保全に関する環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加された。

ため池の水質については、生活環境の保全に関する環境基準（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）に基づき、Ｃ類型とＶ類型を準用した。

生活環境の保全に関する環境基準（ため池）

	C　類　型
水素イオン濃度（pH）	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量（COD）	8mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量（DO）	2mg/L 以上

	V　類　型
全窒素（T－N）	1mg/L 以下
全燐（T－P）	0.1mg/L 以下

夏季調査結果（採水日：令和７年６月１３日）

	pH	水温	DO		BOD	COD	SS	大腸菌数	ノルマルヘキサン	全窒素	全りん
		℃	mg/L		mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100ml	mg/L	mg/L	mg/L
河　川											
境川	7.4	24.2	8.2		0.9	5.5	13	1200	1 未満	1.3	0.18
若王子川	7.4	23.1	7.9		1.5	6.4	24	160	1 未満	0.72	0.16
井堰川	7.5	23.8	8.1		1.8	7.4	18	140	1 未満	1.2	0.19
正戸川	7.7	24.7	8.9		1.1	5.2	7	110	1 未満	1.4	0.12
黒部川	9.1	27.3	12.0		2.3	6.7	4	1	1 未満	2.5	0.14
皆瀬川	7.9	26.1	10.0		1.4	4.3	2	220	1 未満	3.0	0.21
天王川	7.2	21.9	5.0		2.5	6.0	26	810	1 未満	1.0	0.13
阿野川	7.6	23.9	8.7		1.1	4.5	6	130	1 未満	1.6	0.13
池											
若王子池（上岸）	7.3	23.9	6.6		－	5.5	10	－	－	0.67	0.082
若王子池（下岸）	7.3	24.5	7.7		－	4.8	5	－	－	0.54	0.085
勅使池	8.6	25.7	15		－	9.5	9	－	－	1.4	0.097
濁池	7.6	24.6	11		－	5.3	6	－	－	0.19	0.034
三崎池	7.2	25.0	11		－	5.3	14	－	－	0.20	0.057
大蔵池	9.5	26.1	18		－	23	45	－	－	1.4	0.12
大原池	9.4	28.6	14		－	4.8	4	－	－	0.17	0.060
琵琶ケ池	7.5	26.0	7.8		－	15	8	－	－	0.66	0.072
西池	8.2	28.5	17		－	6.1	18	－	－	0.41	0.094
排水路											
五軒屋	7.4	23.2	8.2		2.8	5.4	12	5100	1 未満	2.6	0.24
山ノ田	8.8	25.0	13		1.4	4.4	2	240	1 未満	4.7	0.31
違井	7.9	30.6	6.1		2.5	7.4	8	380	1 未満	0.89	0.14

冬季調査結果（採水日：令和８年１月２３日）

	pH	水温	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	ノルマルヘキサン	全窒素	全りん
		℃	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100ml	mg/L	mg/L	mg/L
河　川										
境川	7.4	4.1	12	4.0	5.1	3	50	1未満	3.1	0.18
若王子川	7.8	4.0	13	4.1	6.7	2	20	1未満	3.1	0.77
井堰川	7.7	8.2	10	2.9	7.2	4	560	1未満	6.5	0.32
正戸川	7.8	6.4	11	3.7	6.5	5	75	1未満	3.7	0.19
黒部川	9.2	5.8	18	5.0	10	12	14	1未満	4.1	0.68
皆瀬川	7.6	7.5	13	5.6	7.6	6	440	1未満	4.7	0.43
天王川	7.6	6.2	10	1.8	2.9	4	35	1未満	1.8	0.087
阿野川	7.7	7.0	13	3.1	4.6	7	4	1未満	7.7	0.27
池										
若王子池（上岸）	7.6	4.0	11	－	6.1	4	－	－	2.0	0.15
若王子池（下岸）	7.5	4.2	11	－	6.1	3	－	－	1.8	0.11
勅使池	7.4	4.3	11	－	9.7	7	－	－	1.9	0.085
濁池	7.7	5.9	11	－	4.6	13	－	－	0.46	0.059
三崎池	7.3	3.8	13	－	7.5	4	－	－	1.6	0.16
大蔵池	7.8	6.5	12	－	7.1	4	－	－	0.56	0.051
大原池	7.8	6.3	13	－	11	9	－	－	0.55	0.11
琵琶ケ池	7.9	6.2	13	－	16	5	－	－	2.3	0.053
西池	8.4	6.3	19	－	16	13	－	－	3.5	0.24
排水路										
五軒屋	7.4	7.7	7.0	11	8.7	6	300	1未満	13	1.3
山ノ田	7.5	6.7	11	6	6	6	330	1未満	4.5	0.36
違井	7.7	16.9	6.1	19	43	110	160	1未満	8.2	0.74

費用　　（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
委託金額	1,848,000	1,980,000	2,068,000	2,002,000	1,958,000

（１）水質汚濁の規制の概要

工場や事業場の排水による、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図るため、昭和４６年６月２４日に水質汚濁防止法が施行された。また、利水に適した水質の確保及び生活環境を保全するため、環境基本法に基づき、行政上の目標として環境基準が定められている。

公共用水域については、昭和４６年１２月に水質汚濁に係る環境基準が告示され、人の健康の保護に関する環境基準項目（以下、健康項目）としてシアン等７項目が、生活環境の保全に関する環境基準項目としてＣＯＤ（化学的酸素要求量）等５項目が設定された。その後、随時改正が行われ、昭和５０年７月にはＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）が、平成５年３月には、健康項目に有機塩素系化合物等１５項目が追加され基準値が設定されるとともに、継続して水質測定を行い、その推移を把握すべきものとして、平成１１年２月には要監視項目２５項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の３項目が健康項目に追加された。また、生活環境項目に窒素及び燐の環境基準が昭和５７年１２月に追加された。

地下水については、水質汚濁防止法に基づき、昭和４７年、４８年に全国一律の排水基準より厳しい上乗せ基準が設けられた。また昭和５４年の法律改正によって水質総量規制が設定されたことに伴い、ＣＯＤを対象項目とした総量規制が導入された。その後、昭和６２年に第２次規制、平成３年に第３次規制、平成８年に第４次規制が実施されてきた。平成９年３月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定された。平成１６年度を目標年度とする第５次の総量規制は、従来のＣＯＤの基準を一部の業種について強化し、窒素含有量及び燐含有量を新たに対象項目に加え、平成１４年１０月に施行された。

本市では、「水質環境基準が現に確保されていない公共用水域」あるいは「自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であって水質の汚濁が特に進行しているもの」として、境川流域を対象とし、平成５年に愛知県知事により生活排水対策重点地域の指定を受けた。この指定を受け、主要な発生源として生活排水を位置づけ対策に努めている。

（２）生活排水対策

水質汚濁の原因は、古くは工場や事業場の排水が主であったが、全国での公害病の発生を機に規制が厳しくなってからは、台所、洗濯及び単独処理浄化槽等の生活排水が大きな割合を占めるようになった。本市の中小河川もこうした状況にあるため、平成元年度から合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、従来から行っている生活排水対策の意識啓発事業を拡充し、実践活動を推進している。

《合併処理浄化槽設置事業費補助金制度》

平成元年度から豊明市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱を制定し、家庭の台所、風呂及び洗濯等から出される雑排水と、し尿を併せて処理することができる合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金の交付を行っている。

〈制度の概要〉

・補助対象地域（令和７年４月１日より改訂施行）

公共下水道事業計画区域及び市長が別に定めた区域を除く区域。

・補助対象者（平成３１年４月１日より改訂施行）

① 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える場合

② し尿くみ取り便所から合併処理浄化槽へ切り替える場合

・補助対象となる浄化槽（令和７年４月１日より改訂施行）

し尿と雑排水と併せて処理する１０人槽以下の浄化槽（浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１項に規定するもの）であって、ＢＯＤの除去率は９０％以上で、かつ、放流水に含まれるＢＯＤの日間平均値は２０ｍｇ／Ｌ以下又は総リン濃度１ｍｇ／Ｌ以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成４年１０月３０日衛浄第３４号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用されるもの、かつ、別表第１に定める環境配慮型浄化槽であるものをいう。

別表第１

人槽	消費電力 （通常型）	消費電力 （BOD10mg／L 以下）	消費電力 （リン除去型）
５人槽	39	53	83
７人槽	55	75	90
１０人槽	75	102	157

・合併浄化槽補助金額（令和７年度）　（単位：円）

人　槽　区　分	限　度　額	件　数
５人槽	720,000	18
７人槽	839,000	18
１０人槽	982,500	1
区　　分	限　度　額	件　数
単独処理浄化槽の撤去	120,000	37
し尿くみ取り便所の撤去	105,000	0
宅内配管工事	300,000	37

・補助事業による整備状況

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件　数	5	5	6	2	37

・決算金額　（単位：千円）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
金　額	3,326	3,266	4,014	1,154	44,585

第６章　騒音・振動

１　概況

騒音・振動は、住民の日常生活に密着した問題として深く関わり、また人によって感じ方が異なり、その人の主観や感情など心理的な要因に大きく左右される。このことから、その解決に当たっては、地域の実情をより的確に把握している市町村の役割が大きいといわれている。

このため、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づいた規制、指導は市町村長が行い、県は規制地域の指定、規制基準の設定及び市町村に対する協力・支援を行っている。なお、豊明市は特別に騒音・振動に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定はされていない。

２　工場、事業場の騒音・振動

公害関係法令が整備される中で、昭和４４年に騒音規制法、５３年に振動規制法の指定地域となり、併せて平成１５年１０月１日施行の県民の生活環境の保全等に関する条例によって法を補う規制がなされている。これらの法令に基づき、特定施設を設置する工場、事業場は、騒音・振動について当該施設の設置等の届出及び規制基準の遵守が義務づけられている。

特定施設の届出件数（令和７年度）

種　　類	騒音規制法	振動規制法	県条例騒音	県条例振動	計	
設置届出	2	2	設置（使用） 3	設置（使用） 3	4	設置（使用） 6
使用届出						
使用全廃届出			1	1	2	
数変更届出	1	2	1	2	6	
防止方法変更届出						
使用方法変更届出						
氏名等変更届出	3	2	4	4	13	
承継届出			1	1	2	
計	6	6	10	11	33	

３　建設作業の騒音・振動

建設作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により特定建設作業実施の届出が義務づけられており、騒音・振動の規制基準、作業の禁止時間も定められている。県条例は従来の愛知県公害防止条例から全面改訂され、トラクターショベルを用いる作業を追加するとともに、それまで整地・掘削作業に限定していたブルドーザー、パワーショベル等を用いる作業についても作業の種類を拡大し、全ての作業が対象となった。作業の方法や作業時間などを配慮することや、周辺住民に対して事前に工事内容を説明するよう指導している。

特定建設作業実施届出件数（令和７年度）

〈騒音〉

作業の種類	騒音規制法	県条例
くい打機等を使用する作業	8	
びょう打機を使用する作業	0	
さく岩機を使用する作業	198	
空気圧縮機を使用する作業	11	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	
バックホウを使用する作業	45	
トラクターショベルを使用する作業	2	
ブルドーザーを使用する作業	4	
建物等を動力、火薬等で解体・破壊する作業		93
コンクリートミキサーを使用する作業		91
コンクリートカッターを使用する作業		88
ブルドーザー等を使用する作業		327
ロードローラー等を使用する作業		147
計	269	746

〈振動〉

作業の種類	振動規制法	県条例
くい打機等を使用する作業	11	
鋼球を使用して建物等を破壊する作業	0	
舗装版破砕機を使用する作業	1	
ブレーカーを使用する作業	168	
計	180	

４　道路交通騒音

道路に面する地域の環境基準の適合状況、要請限度の超過状況など道路交通騒音の実態把握と道路交通公害対策に資することを目的に、愛知県が本市においては国道２３号、県道瀬戸大府東海線、国道１号で実施をしていたが、平成２４年度より市が実施することとなった。

国道２３号（要請限度は、昼間７５dB、夜間は７０dB）

測定結果　（LAeq 測定単位 dB）

測定月	測定場所	測定結果			
		昼間	要請限度	夜間	要請限度
令和 ３ 年　６月	栄町高根１０３	72	○	70	○
令和 ４ 年　６月	栄町高根１０３	73	○	71	×
令和 ５ 年１２月	栄町高根１０３	73	○	71	×
令和 ６ 年　５月	栄町高根１０３	73	○	71	×
令和 ７ 年１０月	栄町高根１０３	72	○	70	○

県道瀬戸大府東海線（要請限度は、昼間７５dB、夜間は７０dB）

測定結果　（LAeq 測定単位 dB）

測定月	測定場所	測定結果			
		昼間	要請限度	夜間	要請限度
令和 ３ 年　６月	新田町子持松１－１	70	○	65	○
令和 ４ 年　６月	新田町子持松１－１	70	○	66	○
令和 ５ 年１２月	新田町子持松１－１	69	○	65	○
令和 ６ 年　５月	新田町子持松１－１	69	○	65	○
令和 ７ 年１０月	新田町子持松１－１	70	○	66	○

国道１号（要請限度は、昼間７５dB、夜間は７０dB）

測定結果　（LAeq 測定単位 dB）

測定月	測定場所	測定結果			
		昼間	要請限度	夜間	要請限度
令和 ３ 年　６月	前後町善江１７１７－３	68	○	64	○
令和 ４ 年　６月	前後町善江１７１７－３	68	○	65	○
令和 ５ 年１２月	前後町善江１７１７－３	63	○	58	○
令和 ６ 年　５月	前後町善江１７１７－３	62	○	58	○
令和 ７ 年１０月	前後町善江１７１７－３	64	○	60	○

第７章　悪臭

１　概況

悪臭は、公害の中でも特に個人による感覚の差が大きく、順応性もみられることから客観的な評価が難しいものでもある。防止についても、原因が多種類の物質で構成されている、複合的な要因によるなど、効果的な対策が困難ということも少なくない。

発生源の明らかな場合は、事業所の立入調査をしてできる限りの客観情報を収集するとともに、専門機関等に助言を求めるよう要請するなどして改善対策を講じていく方法をとっている。

２　悪臭の規制の概要

事業活動に伴って発生する悪臭については、昭和４７年５月３１日施行の悪臭防止法によって、アンモニア等５物質が悪臭物質として指定され、地域の実態に合うように規制地域及び規制基準の設定を県知事が定めている。（なお、現在は市の区域にあっては、市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされている。）その後、法改正が順次行われ、悪臭物質が特定悪臭物質に改められ、現在２２種の特定悪臭物質が指定されている。平成８年４月からは、人間の嗅覚を用いた嗅覚測定法の「臭気指数」による規制が導入された。

悪臭に係る規制地域及び規制基準

規制地域区分 ＼ 特定悪臭物質（２２種）（ｐｐｍ）	第１種地域 第１種・第２種低層住居専用、第１種・第２種中高層住居専用、第１種・第２種住居、近隣商業、準工業地域	第２種地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	第３種地域 無し
アンモニア	１	２	５
メチルメルカプタン	０．００２	０．００４	０．０１
硫化水素	０．０２	０．０６	０．２
硫化メチル	０．０１	０．０５	０．２
トリメチルアミン	０．００５	０．０２	０．０７
二硫化メチル	０．００９	０．０３	０．１
アセトアルデヒド	０．０５	０．１	０．５
スチレン	０．４	０．８	２
プロピオン酸	０．０３	０．０７	０．２
ノルマル酪酸	０．００１	０．００２	０．００６
ノルマル吉草酸	０．０００９	０．００２	０．００４
イソ吉草酸	０．００１	０．００４	０．０１
プロピオンアルデヒド	０．０５	０．１	０．５
ノルマルブチルアルデヒド	０．００９	０．０３	０．０８
イソブチルアルデヒド	０．０２	０．０７	０．２
ノルマルバレルアルデヒド	０．００９	０．０２	０．０５
イソバレルアルデヒド	０．００３	０．００６	０．０１
イソブタノール	０．９	４	２０

酢酸エチル	３	７	２０
メチルイソブチルケトン	１	３	６
トルエン	１０	３０	６０
キシレン	１	２	５

平成１８年１０月１日より豊明市は従来の「物質濃度規制」から、人の臭覚を用いた「臭気指数規制」に変更された。

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）から次式により算定する。

（臭気指数）＝ １０×ｌｏｇ（臭気濃度）

（参考）臭気指数 10：ほとんどの人が気にならない臭気
臭気指数 12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率 16～32 倍）
臭気指数 18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率 63～126 倍）

○規制基準

「工場・事業所の敷地境界（１号基準）」、「気体排出口（２号基準）」及び「排出水（３号基準）」に対する規制があり、それぞれに対する豊明市の規制基準は次のとおりである。

規制地域の区分	第１種地域（市街化区域）	第２種地域（調整区域）
工場・事業所の敷地境界	１２	１５
気体排出口	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出	
排出水	２８	３１

３　悪臭関係工場等の状況

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭関係業種の事業場は悪臭の状況を毎年届出することになっている。本市で該当するものは、牛房 200 ㎡以上飼育の畜産業が挙げられる。

第８章　地盤沈下

１　概況

地盤沈下とは、一般的に広い地域において地表面が徐々に低下していく現象をいい、ひとたび沈下すると復元不可能という公害の中でも特異的な性質を持っており、過剰な地下水の汲み上げが地盤沈下の主な原因とされている。

本市においては、境川沿いに沖積低地が分布し、地下水の汲み上げも一部で行われているが、明らかな地盤沈下の発生・被害の確認はない。また、土壌汚染についても汚染の報告はない。

２　地下水位測定

県の委託を受け、地下水位の測定を月１回実施している。

測定地点	所在地	固定点標高
藤田医科大学	沓掛町田楽ケ窪１－９８	３９．７７１ＴＰ．ｍ

令和７年度水位の状況　　（単位：ｍ）

月	藤田医科大学水位
４月	46.30
５月	46.50
６月	46.30
７月	50.80
８月	58.00
９月	55.70
１０月	54.50
１１月	54.00
１２月	51.80
１月	52.10
２月	52.20
３月	48.60
合計	616.80
月平均	51.40
変動幅	11.70

過去の平均水位　　（単位：ｍ）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
藤田医科大学 平均水位	47.68	47.15	46.89	47.21	51.40

第９章　廃棄物

１　概況

経済活動の発展と消費生活の定着とともに廃棄物の排出量は増加していたが、近年においてはごみの減量化、再資源化、省エネルギーを目的とし、分別収集、資源回収が進められ、家庭系ごみの排出量は減少している。

本市のごみ処理は、大府市、東浦町、阿久比町で構成される「東部知多衛生組合」に昭和４１年から豊明市が加入して共同で処理を行っており、ごみ処理施設と粗大ごみの破砕処理施設を有する「東部知多クリーンセンター」（知多郡東浦町森岡、平成元年建設）にて収集したごみの焼却、破砕を行っていた。平成３１年３月には旧施設の横に新ごみ処理施設「エコリ」（200ｔ/日）が建設され、また焼却による余熱は近接する東部知多温水プール（大府市大東町）に有効利用している。資源は、昭和５３年に前後地区をモデル地区に指定して分別収集を開始し、その後市内全域に拡大した。

現在本市で発生した一般廃棄物は、市全域を対象に燃えるごみ、燃えないごみ、資源、粗大ごみに区分され、市直営のほか委託業者により収集し、東部知多クリーンセンターに搬入して処理している。資源については、各種リサイクル業者に引き渡し、資源リサイクルを行っている。

２　一般廃棄物の処理状況

ごみの収集は、市内全域を処理区域として家庭系一般廃棄物を収集しており、昭和５６年より一部委託による収集も行っている。

ごみの種類と収集方法としては５体系

① 燃えるごみは、ステーション方式（２，５３７ヶ所）で週２回収集している。

② 燃えないごみは、ステーション方式（２，１３８ヶ所）で月１回収集している。

③ 容器包装類は、プラスチック製容器包装を燃えるごみのステーションを利用して週１回収集し、紙製容器包装を資源ステーションにて月１～２回収集している。

④ 資源は、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、ステーション方式（４３８ヶ所）で月１回から２回収集している。なお、資源の回収を促進するため奨励交付金を実施団体に交付している。

資源は、清掃事務所及び㈱中西へ直接持ち込める。毎月第２・第４日曜日の午前９時～午後２時まで市役所正面駐車場にて資源の回収作業を行っている。

⑤ 粗大ごみは、電話申込みによる戸別有料収集を実施しており、毎週水曜日の収集で１点につき１，０３０円の費用を処理券によって利用者から受け取る形をとっている。

ごみ（家庭系）の排出量の推移　（単位：トン）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
燃えるごみ	11,186.34	10,859.31	10,360.29	10,100.56	9,931.90
燃えないごみ	337.24	286.86	258.78	230.44	215.74
粗大ごみ	88.59	81.60	76.26	76.86	63.54
合　　計	11,612.17	11,227.77	10,695.33	10,407.86	10,211.18
対前年	▲246.21	▲384.40	▲532.44	▲287.47	▲196.68

（参照：令和８年度版清掃事業概要　環境課）

３　生ごみ堆肥化促進容器等購入費補助

昭和６１年４月より生ごみ堆肥化容器（コンポスト）、平成１２年４月より生ごみ処理機及びバケツ型の購入者への補助を行っていたが、沓掛堆肥センターの稼働（平成１８年４月）により平成１７年度をもって補助を終了した。

平成２６年４月より有機循環推進事業及び環境保全対策として､家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、再度、生ごみ堆肥化容器等（コンポスト及びバケツ）の購入に対し、「豊明市生ごみ堆肥化促進容器等購入費補助制度」として購入費の一部の補助を開始した。令和３年１１月より補助対象となる容器の種類（非電動式生ごみ堆肥化容器）を増やし、さらに令和５年１０月からは電動式の生ごみ堆肥化容器も補助対象としている。

補助金の額については、購入価格の１／２以内の額とし、コンポストなどは、１世帯につき１基までとし３，０００円を、バケツ型は１世帯につき２個までとし、１個につき１，０００円を限度とする。また、電動生ごみ処理機は１世帯につき１基までとし、１基について２０，０００円を限度とする。

生ごみ堆肥化促進容器等補助件数

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
種別	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数
コンポスト	31	15	23	14	53	22	79	22	77	12
バケツ		20		13		12		9		11
電動		—		—		21		50		55

（参照：令和８年度版清掃事業概要　環境課）

第１０章　環境衛生関係

１　あき地の雑草除去

あき地に雑草等が繁茂すると、ごみ等の不法投棄の誘発、害虫の発生源化、火災若しくは犯罪発生の遠因となる等のおそれがある。そのため、平成１８年４月１日に「あき地の保全管理に関する条例」を施行し、土地所有者にあき地の保全管理を義務付けた。

また、平成１９年１０月１日には「豊明市環境整備機具貸付規程」を全部改正し、より適正にあき地の保全管理をしていただくために、それまで無料貸出をしていた草刈機の貸付料制度を導入した。ただし、区・町内会の大掃除、ボランティア活動における除草作業での使用は無料としている。

除草等の苦情受理件数　（単位：件）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件　数	98	128	159	152	152

草刈機の貸し出し状況

年　度	貸出件数	点検整備台数	整備委託単価(円)	整備委託金額(円)
令和　3　年度	289	292	1,760	513,920
令和　4　年度	263	258	1,760	454,080
令和　5　年度	184	190	1,760	334,400
令和　6　年度	182	177	1,870	330,990
令和　7　年度	167	159	1,870	297,330

草刈機の管理費用　（単位：円）

年　度	燃料費	部品代等	保険代	合　計
令和　3　年度	40,730	397,430	4,400	442,560
令和　4　年度	42,780	468,930	3,960	515,670
令和　5　年度	29,400	403,433	4,050	436,883
令和　6　年度	29,280	300,575	3,600	333,455
令和　7　年度	31,610	229,086	3,600	264,296

２　狂犬病予防

平成１２年度狂犬病予防法の改正を受け、都道府県より事務移管を受けた狂犬病予防事務は、台帳の電算処理化、また各開業獣医師の協力を得て円滑に実施されている。

（単位：頭）

	登録頭数	集合注射接種数	個別注射接種数	注射接種総数
令和　３　年度	4,397	－	2,979	2,979
令和　４　年度	4,380	－	2,892	2,892
令和　５　年度	4,404	－	2,842	2,842
令和　６　年度	4,431	－	2,844	2,844
令和　７　年度	4,390	－	2,899	2,899

※ただし、数字は累計登録頭数

公益社団法人愛知県獣医師会及び四季の森どうぶつ病院、もろの木動物病院に犬の鑑札交付手数料徴収事務及び鑑札交付に関する業務・狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務及び注射済票交付に関する事務を委託している。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
鑑札交付枚数	82	68	73	96	97
注射済票交付	1,265	1,258	1,416	1,489	1,523
県獣医等委託金(円)	409,722	402,984	452,429	482,102	492,717

令和７年度単価：鑑札交付　３００円・注射済票交付　２７５円（税抜き）

３　犬猫の避妊・去勢手術補助制度

野良犬・猫、不必要な犬・猫の繁殖を減らすため、犬・猫の避妊と去勢の手術を奨励し、市内在住の飼い主が、県内の開業獣医師に施術を受けた場合、補助金を交付する。

（単位：円）

犬	避　妊	４，５００
	去　勢	２，２００
猫	避　妊	３，６００
	去　勢	１，８００

年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
犬	避妊	68	68	56	60	67
	去勢	70	53	45	52	45
猫	避妊	94	93	80	89	69
	去勢	95	83	64	68	44
総　　数		327	297	269	245	225
交付金額(円)		969,400	906,800	827,200	754,200	728,100

４　犬猫等死体処理

事故等で死亡した飼い主不明の犬、猫等の動物の死体について、収集及び火葬処理を業者に委託している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
犬	1	0	0	1	0
猫	190	141	117	127	106
その他	99	120	123	109	95
総頭数	290	261	240	237	201
単価（税抜）	4,300	5,000	5,000	5,250	5,500
総額(円)	1,371,700	1,435,500	1,320,000	1,368,675	1,216,050

その他…鳥類・狸・ハクビシンなど

５　犬猫の捕獲保護

市内で保護された犬・猫が、愛知県動物愛護センターに収容されるまで豊明市開業獣医師会に飼育管理を委託している。

・管理費…犬猫の飼育管理費（基本料金）

・保護費…センターに保護してもらった日数による（宿泊日数割）

単価（税抜）	管理費	２，６００円
	保護費	４００円

実績

年度	管理頭数	管理費	延保護日数	保護費	合計
令和 3-7 年度	0	0	0	0	0

第１１章　新エネルギー対策

１　新エネルギーとは

世界で使用されているエネルギーは石油や天然ガスなどの化石燃料が中心だが、消費する際に二酸化炭素が排出されることで地球温暖化を進行させる上に、有限な資源であるため将来的には枯渇してしまう。

そこで活用、研究が進められているのが、太陽光や風力をはじめとした自然界に常に存在するエネルギーの利用や、今までエネルギーとして使われずにいた水素などを燃料にするといった、二酸化炭素の排出が少なく枯渇することのない資源を新たなエネルギーとして使用する方策であり、これらは広義で「新エネルギー」と呼ばれている。

２　住宅用太陽光発電の補助制度（平成２７年度まで実施）

自宅の屋根等に太陽光発電システムを初めて設置する場合に設置費用の一部を補助する。

	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
件　　数（件）	84	84	85
補助金額（円）	8,000,000	8,000,000	8,000,000
予　算　額（円）	8,000,000	8,000,000	8,000,000

補助単価

平成２５年度まで　　１ｋＷあたり 20,000 円（上限４ｋＷ　 80,000 円）

平成２６年度より　　１ｋＷあたり 25,000 円（上限４ｋＷ　100,000 円）

平成２７年度をもって制度廃止

３　エネファーム補助制度（平成２７年１０月から令和３年度まで実施）

住宅における再生可能エネルギーなどの有効利用を促進するために、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を新たに設置する人に費用の一部を補助する。

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
予 算 額（円）	800,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
補助件数 （件）	12	20	20	15
補助金額（円）	600,000	1,000,000	1,000,000	750,000
発電出力	5.60ｋＷ (0.70kw×12)	14.0ｋＷ (0.70kw×20)	14.0ｋＷ (0.70kw×20)	10.5ｋＷ (0.70kw×15)

	令和２年度	令和３年度
予 算 額（円）	1,000,000	1,000,000
補助件数 （件）	20	5
補助金額（円）	1,000,000	250,000
発電出力	14.0ｋＷ (0.70kw×20)	3.5ｋＷ (0.70kw×5)

令和３年度をもって制度廃止

4　Ｖ２Ｈ・蓄電池補助制度（令和４年度から実施）

電気自動車等充給電システム（Ｖ２Ｈ）及び定置用リチウムイオン電池システム（令和７年度より補助対象に追加）を新たに設置する方に費用の一部を補助する。

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額（円）	1,000,000	1,000,000	1,000,000	7,600,000
補助件数 （件）	4	4	1	50
補助金額（円）	400,000	400,000	100,000	7,450,000

5　地球温暖化防止対策に関する施策

（1）豊明市庁内等環境保全率先実行計画

平成１３年４月より温室効果ガス削減に向けて豊明市の計画的な取組みを進めるため、庁内のプロジェクトチームにより「とよあけエコアクションプラン」を策定し、目標値を定めた行動指針（及び調達指針）に基づいて実行していくこととした。現在は令和３年度～令和１２年度の１０か年でVersion５として実行している。

とよあけエコアクションプラン　Version５

・期　　間　　令和３年度～令和１２年度（１０か年）
・対象施設　　豊明市の全ての組織、及び施設
・目　　標　　令和１２年度の温室効果ガス総排出量を平成２５年度比５１％削減

（2）太陽光発電システムの本庁舎への設置

市役所本庁舎の増築に伴い、環境にやさしい公共施設を目指し、総出力３０ｋＷの太陽光発電システムを設置し、活用している。

（3）低公害の公用車導入

自動車が排出する窒素酸化物等の削減を図るため、発生源対策として自動車排出ガス規制の強化のほか、電気自動車等の低公害車の普及促進や排出量の少ない車両への代替促進等が重要である。

（4）豊明市太陽光発電屋根貸し事業

太陽光発電の導入の推進と併せて市有施設の有効活用を図るため、市内小中学校の屋根を太陽光発電事業者に貸し出す「太陽光発電屋根貸し事業」に取り組んでいる。それにより、災害時に太陽光発電の電力を利用することができ、防災機能強化も図っている。

施設名	事業者	貸出面積（㎡）	発電量（kW）
豊明小学校	とよあけ自然エネルギー㈱	163.21	21.5
中央小学校	とよあけ自然エネルギー㈱	223.45	30.4
沓掛小学校	とよあけ自然エネルギー㈱	286.33	39.2
栄小学校	とよあけ自然エネルギー㈱	302.95	41.2
二村台小学校 （旧：双峰小学校）	とよあけ自然エネルギー㈱	359.29	48.5
大宮小学校	とよあけ自然エネルギー㈱	316.44	43.1
共生交流プラザ （旧：唐竹小学校）	エナジーK㈱	426.18	37.0
三崎小学校	エナジーK㈱	612.63	56.2
舘小学校	とよあけ自然エネルギー㈱	313.01	32.3
豊明中学校	エナジーK㈱	635.46	56.2
栄中学校	エナジーK㈱	572.29	56.2
沓掛中学校	エナジーK㈱	571.91	56.2
合計		4783.15	518.0

（5）豊明市水上メガソーラー発電所

平成２９年３月に市北部の若王子池に豊明市水上メガソーラー発電所を設置し、発電を開始した。水上メガソーラーのパネル数は６，７２０枚、面積は１９，４２９．６平方メートルで、毎年一般家庭約６００世帯分に相当する電力をまかなうことができる。

●発電　（単位：ｋＷｈ）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
４月	220,282	213,850	201,158	190,385	218,678
５月	217,610	203,690	223,392	217,771	196,598
６月	197,894	234,953	168,038	132,067	169,296
７月	167,210	192,254	195,026	11,062	225,866
８月	177,461	219,962	237,840	206,561	177,871
９月	130,339	174,540	164,772	168,912	128,556
１０月	133,260	126,247	161,890	123,718	90,139
１１月	133,474	162,036	152,712	114,994	119,350
１２月	107,753	114,986	125,707	120,943	116,455
１月	120,288	125,016	142,291	148,613	121,159
２月	155,556	159,624	161,530	163,985	102,391
３月	179,256	184,152	244,887	184,826	142,723
合計	1,940,383	2,111,310	2,179,243	1,783,837	1,809,082

※計量期間

毎月１日～３１日分

（中部電力ミライズ㈱）

（6）クーリングシェルター、涼み処の設置

気候変動適応法に基づいて、クーリングシェルターを設置した。誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、豊明市共生交流プラザ（カラット）、図書館、南部公民館の３施設を、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放することとした。また、民間施設としては、市内郵便局、NTP 名古屋トヨペット豊明店、アップガレージ豊明・国１店、有楽新田店、有楽阿野店と協定締結をした。

涼み処（法定外）として、毎年４月第４水曜日から１０月第４水曜日までの期間市役所本庁舎、豊明勤労会館、勅使会館、文化会館、福祉体育館を開放する。

第１２章　環境関連年表

年	できごと
昭和 31 年	国道１号完成
昭和 32 年	町制施行（人口 12,833 人）
昭和 34 年	伊勢湾台風
昭和 36 年	全町に広域簡易水道完成
昭和 41 年	東部知多衛生組合に加入
昭和 43 年	ナガバノイシモチソウ県天然記念物に指定
昭和 44 年	国道２３号開通
昭和 46 年	二村台団地入居開始
昭和 47 年	市制施行（人口 37,038 人）
昭和 53 年	資源ごみ回収事業モデル地区開始（前後区）
昭和 54 年	５３０運動開始
昭和 58 年	国道２３号知立バイパス開通
昭和 59 年	市一般廃棄物最終処分場・清掃事務所完成
	公営墓地（勅使墓園）使用申込受付開始
昭和 60 年	公営墓地（勅使墓園）竣工
昭和 61 年	生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入補助制度開始
平成 元年	東部知多クリーンセンター竣工
	合併処理浄化槽設置費補助制度開始
平成 3 年	犬、猫避妊等手術費補助制度開始
平成 4 年	くうかん鳥による空き缶回収事業開始
平成 5 年	ＥＭボカシの無料配布開始
	生活排水対策重点地域に指定
	公営墓地（勅使墓園）第２期第１工区竣工
平成 6 年	生活排水対策推進計画策定
	異常渇水による時間断水
平成 7 年	環境保全推進委員制度開始
平成 9 年	ペットボトル分別収集開始
	廃棄物減量等推進員制度開始
	東部知多浄化センター竣工
	空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行
	水質浄化施設バイオコード設置
	粗大ごみ戸別有料収集開始
平成 10 年	生ごみ堆肥化モデル事業開始（豊明団地の一部）

平成 11 年	生活排水対策推進計画改定
	環境基本条例施行・基本計画策定開始
	環境監視員設置
	廃棄物５条例施行
	指定ごみ袋制度開始
	生ごみ堆肥化モデル地区の拡大（中ノ坪北・社・豊明団地５２０世帯）
	公営墓地（勅使墓園）第２期第２工区竣工
平成 12 年	生ごみ処理機器購入補助制度開始
（西暦 2000 年）	狂犬病予防業務　県より権限委譲
	環境フェア開催
	東海豪雨
平成 13 年	豊明市環境基本計画策定
	容器包装（プラスチック製及び紙製）分別収集開始
	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始
	「有機循環都市とよあけ１００年プラン」策定及び推進プロジェクトチーム設置
	生ごみ堆肥化事業モデル地区を推進地区へ名称変更
平成 14 年	くうかん鳥による空き缶回収事業の廃止
平成 15 年	生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大（三崎全地区）
	伊勢湾岸自動車道豊明ＩＣ開通
	阿野大気環境常時測定局　日本道路公団より移管
平成 16 年	大脇大気環境常時測定局　日本道路公団より移管
平成 17 年	環境フェア単独開催最終
	沓掛堆肥センター竣工（沓掛町上山地区）
平成 18 年	沓掛堆肥センター（エコンポとよあけ）稼働開始
	生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機器購入補助制度廃止
	あき地の保全管理に関する条例施行
	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度廃止
平成 19 年	とよあけＥｃｏ堆肥の販売開始
	草刈機の有料貸出し開始
	生ごみ堆肥化推進地区拡大（豊明団地２１棟分・ゆたか台区・坂部区・前後区）
平成 20 年	レジ袋有料化開始
	生ごみ堆肥化推進地区拡大（西川区・吉池区・中島区）
	生活排水対策推進計画改訂

平成 21 年　豊明まつり　環境フェア廃止
ダイオキシン類測定調査廃止
NO_2 簡易測定カプセル事業廃止
蜂の駆除事業廃止
犬、猫避妊等手術費補助制度の補助金額の切下げ
合併処理浄化槽設置費補助制度の補助金額の切下げ

平成 22 年　ＣＯＰ１０出展
県内鳥インフルエンザ発症

平成 23 年　住宅用太陽光発電システム設置費補助制度再開

平成 24 年　豊明市清掃事務所、㈱中西及び日曜日資源ごみ回収ステーションにて使用済小型廃家電の回収を開始
自動車騒音常時監視業務　県より権限移譲
墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に係る業務　県より権限移譲
公営墓地（勅使墓園）第２期第３工区竣工

平成 25 年　廃棄物減量等推進員制度廃止
水道法に係る専用水道、貯水槽水道、飲用井戸の業務　県より権限移譲
新エネルギー推進委員会発足

平成 26 年　新エネルギー推進計画策定
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
「ごみの分け方・出し方」パンフレットに有料広告掲載
住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の補助金額の引き上げ
消費税率の上昇に伴う一部の販売価格、貸付価格の引き上げ
生ごみ堆肥化容器等（コンポスト及びバケツ）購入一部補助制度開始
太陽光発電屋根貸し事業開始（全小中学校）

平成 27 年　エネファーム補助制度開始

平成 28 年　生ごみ個別収集終了
鳥インフルエンザ県内発生
住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度廃止

平成 29 年　豊明市水上メガソーラー発電所稼働
沓掛堆肥センター廃止
公営墓地（勅使墓園）使用申込要件変更（現に埋葬すべき遺骨は不要とする、３年以内に墳墓を設ける条件の撤廃）

平成 30 年	犬猫火葬場使用委託（知立市逢妻浄苑）廃止
平成 31 年	東部知多クリーンセンター新ごみ処理施設（エコリ）竣工
(令和元年)	合併処理浄化槽設置費補助制度要件変更
令和 3 年	第２次豊明市環境基本計画策定
	公営墓地（勅使墓園）使用申込要件変更（豊明市居住の要件を不要とする）
	生ごみ堆肥化容器等（コンポスト及びバケツ）購入一部補助制度における補助対象容器の拡充
令和 4 年	公営墓地（勅使墓園）指定管理化
	阿野大気環境常時測定局廃止
	エネファーム補助制度廃止
	電気自動車等充給電システム（Ｖ２Ｈ）補助制度開始
	第１回環境フェスタ開催
	プラスチック一括回収開始
	墓地に関する意識調査実施
令和 5 年	一般廃棄物処理基本計画策定
	熱中症対策のためのクールシェアスポットを開設（カラット、図書館）
	生ごみ堆肥化容器等（コンポスト及びバケツ）購入一部補助制度における補助対象容器の拡充（電動生ごみ処理機）
令和 6 年	クーリングシェルターを豊明市共生交流プラザ（カラット）、図書館、南部公民館に設置、民間施設として、市内郵便局、NTP 名古屋トヨペット豊明店と協定締結
	涼み処を市役所本庁舎、豊明勤労会館、勅使会館、文化会館、福祉体育館に開設
	高齢者・障がい者ごみ出し安心ダイヤルの開設（6/1-12/25）
令和 7 年	クーリングシェルター設置協定をアップガレージ豊明・国１店、有楽新田店、有楽阿野店と締結
	合併処理浄化槽設置費補助制度要件変更
	定置用リチウムイオン電池システム設置補助制度開始
	合併処理浄化槽維持管理費補助制度開始